平成２２年（フ）第３２７３号
札幌市白石区菊水７条３丁目２番１号
債務者　加藤　祐太
1　決定年月日時　平成22年11月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月６日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第３４４５号
札幌市白石区北郷４条11丁目27番１―304号
債務者　近藤　姫子
1　決定年月日時　平成22年11月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月６日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第３４５８号
札幌市中央区南26条西12丁目１番６―405号
債務者　喜多　秀和
1　決定年月日時　平成22年11月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月６日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第３３９号
群馬県安中市東上秋間1533番地　秋間団地52Ｃ―１棟111号
債務者　永井　勅恵
1　決定年月日時　平成22年11月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月６日まで
前橋地方裁判所高崎支部

平成２２年（フ）第３６７号
群馬県安中市郷原53―３　磯部ハイツＡ棟11号室、住民票上の住所群馬県前橋市北代田町769番地３
債務者　土屋　律子
1　決定年月日時　平成22年11月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月６日まで
前橋地方裁判所高崎支部

平成２２年（フ）第４０３号
埼玉県深谷市瀬山８番地８
債務者　松島　　寛
1　決定年月日時　平成22年11月12日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月６日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２２年（フ）第４５０号
埼玉県東松山市大字柏崎249番地
債務者　内川　　謙
1　決定年月日時　平成22年11月12日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月６日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２２年（フ）第４６０号
埼玉県比企郡滑川町大字都20番地
債務者　木村　幸夫
1　決定年月日時　平成22年11月12日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月６日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２２年（フ）第４９２号
埼玉県深谷市新井529番地
債務者　湯本　悦子
1　決定年月日時　平成22年11月12日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月６日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２２年（フ）第９５号
新潟県三条市直江町４丁目16番77号
債務者　刈屋　幸子
1　決定年月日時　平成22年11月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月６日まで
新潟地方裁判所三条支部

平成２２年（フ）第１０２号
新潟県燕市佐渡5334番地　メゾンフルール103号
債務者　川崎　利行
1　決定年月日時　平成22年11月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月６日まで
新潟地方裁判所三条支部

平成２２年（フ）第３２号
新潟県佐渡市千種甲1293番地
債務者　佐々木利矢子
1　決定年月日時　平成22年11月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月６日まで
新潟地方裁判所佐渡支部

平成２２年（フ）第６９号
愛媛県大洲市平野町野田乙687番地70
債務者　越野　定美
1　決定年月日時　平成22年11月12日午後１時40分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月６日まで
松山地方裁判所大洲支部

平成２２年（フ）第７０号
愛媛県大洲市平野町野田乙687番地70
債務者　越野　芳子
1　決定年月日時　平成22年11月12日午後１時40分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月６日まで
松山地方裁判所大洲支部

平成２２年（フ）第１４６号
北海道岩見沢市美園５条７丁目６番２号　メゾンヤスマルＢ―３号室
債務者　工藤　淳子（旧姓植木）
1　決定年月日時　平成22年11月12日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月７日まで
札幌地方裁判所岩見沢支部

平成２２年（フ）第１６３号
北海道岩見沢市志文町1180番地61　パークマンションⅣ―Ｂ１
債務者　田中　忠義
1　決定年月日時　平成22年11月12日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月７日まで
札幌地方裁判所岩見沢支部

平成２２年（フ）第１６８号
北海道夕張郡長沼町宮下１丁目５番６号
債務者　鷹巣　明美
1　決定年月日時　平成22年11月12日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月７日まで
札幌地方裁判所岩見沢支部